

反社会的勢力に対する基本方針

2016年1月1日
ニトックス株式会社

2011年10月1日をもって全国すべての都道府県で暴力団排除に関する条例が施行され、建設業界においても、各社における条例の遵守徹底と、現場への意識の浸透が求められています。

こうした状況からニトックス株式会社は反社会的勢力に介入の隙を与えないという態度を徹底するため、各契約等における反社会的勢力への対応につき、以下の事項を当社の行動の基本とすべく『ニトックス株式会社反社会的勢力対応規程』を定め、経営トップから現場に至るまで一丸となり取り組んでまいります。

『ニトックス株式会社反社会的勢力対応規程』

(目的)

第1条 この規定は、ニトックス株式会社（以下「ニトックス」という。）反社会的勢力に対する基本方針（2016年1月1日）に基づき、ニトックスにおける反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれに該当する者をいう。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不正行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

（基本契約等の締結拒絶）

第4条 ニトックスは、基本契約等（以下「各契約」という。）の申込者に対して申込みの際に書面による「反社会的勢力を排除する条項」（相手方に、現在及び将来において反社会的勢力に該当しないことを表明及び確約させ、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に、無催告で契

約を解除する条項をいう。以下同じ。)への同意(以下「各契約申込時の同意」という。)を求めるものとし、同意が得られない場合はいかなる場合であっても各契約を締結しない。

(基本契約等の解除)

第5条 ニトックスは、各契約の締結後にその相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、当該各各契約を解除することができる。この場合において、あらかじめ警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関(以下単に「外部専門機関」という。)と十分に協議し、適切に対応するものとする。

- 一 暴力的な行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてニトックスの信用を棄損し、又はニトックスの業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

2 (略)

3 ニトックスは、第1項の規定により各契約を解除した場合において、当該契約を解除した相手方から契約申込時の同意を得ているときは、当該相手方が契約の解除の時までに基本契約等に係る金品の全部又は一部を返還しないことができる。

以上